OUKA
The University of Osaka
Institutional Knowledge Archive

Title	保健文化賞と昨今の保健所
Author(s)	中村, 太郎
Citation	大阪公衆衛生. 1983, 47, p. 22-23
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/83981
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

https://ir.library.osaka-u.ac.jp/

The University of Osaka

保健文化賞と昨今の保健所

大阪府保健所長会 会長
中 村 太 郎

保健文化賞の受賞おめでとうございます。大阪公衆衛生協会の創立から27年、御苦労もあったことでしょうが、その苦労の記念碑として保健文化賞の受賞は非常な名誉です。先輩の先生方の好リードと会員各位の協力が実を結んだもので、関係者として大へんに嬉しいことです。御祝いついでに昨今の保健所の周辺を紹介させていただいて、皆様の御指導を仰ぎたいと思います。

老人保健法の実施にともなって、全国的な在り方としては事業主体である市町村はもとより、市町村と協力の関係にある保健所も、この事業といかに対応するかは目下のところ頭痛はちまきというところでしょう。大阪府下の保健所もその例外ではなくこれと同じ状態にあるといえます。

老人保健法制立の声が出た時には、成人病検診（ガンや循環器）や結核検診など老人を含む一般検診事業などをやっているのだからと比較的ノンキな意見もありましたが、制定された老人保健法には医療と医療以外の保健事業が包括されて、質量合せて相当の仕事量となっているのが関係者を驚かせました。その中の各種保健事業は老人福祉事業として実施されているものばかりですが、今後はそれらの事業が法のもとで選択は許されず、理由を問わずいづれの市町村も実行に移さなければならなくなりました。

私達の周辺では、保健婦さんが市町村でなく保健所に駐在し、また各種保健事業の大半を保健所に依存し、このたびは事業主体者として自ら保健実施計画を作り実施しなければならぬ市町村には予想外の不安と負担がかかり、協力する保健所にとっても、財政的にまたマンパワーの問題をふくめて大きなお荷物を背負いこむことになりました。

昭和55年、厚生省より老人保健法制定の情報が流れると、全国保健所長会はこれには深い関心を持ち、中高年対策委員会を設けて、現時点の中高年に対する保健事業の実施に関する実態調査運営に関する研究を始めました。その秋の千葉市の全国保健所長会総会ではこれらの事業が府県衛生部で担当すべきことを決議し関係当局に訴えました。(保健所の将来への悲願をふくめて）その結果か、厚生省では所管は社会局でなく公衆衛生局へ、府県では衛生部、地域では自らの健康は自分で守る主旨のもとに事業主体は市町村と決められ、保健所はよき協力者になることにきまりました。従って保健所も間接的ですが、実施の責任を分担することになりました。

昨秋の日本公衆衛生学会では老人保健法が従来の公衆衛生行政の見直しのキッカケになるのだと云われ、保健所より何故保健センターが重視されるのかの質問には、これらの保健事業が保健所の指導により、いかに運営され効果が期待されるかにより、保健所が再評価されるよきチャンスでもあると答えられ、住民に役立つものであれば保健所でも保健センターのいづれでもいいのではないかと、ズバリの意見も出ました。

最後に大阪府の保健婦さんから「保健所に保健婦の増員はないのか」との発言があり、地域保健課長から「必要なところでは当然保健婦さんの増員もあろうが、大阪府は特別なところ」とニベもない返事があり、突きはなすような語勢は印象的でありました。これも昨秋、静岡市での全国地域保健婦研究会で司会の徳川先生から「老人保健法をあまりむつかしく考えないで、子宮ガンと胃ガン、それに

循環器の問題をしっかりやればいいのです」という主旨の説明がありましたが、老人の健康の確保と医療費の節約ということだけで、一般住民が保健所を見直してくれるということでした。

老人保健法の中で、医療以外の保健サービスとして保康教育・健康相談・家庭訪問・機能訓練とならんで健診事業がとりあげられていますが、医療費に関係するといえば、ややともすれば疾病の掘りおこしにつながるこの健診事業の位置づけ意味づけにより、健やかな老人を生み出す保健事業になるのか、病める老人の治療につながる医療事業(サービス)になるのか、その扱い方により老人保健事業は大きな岐路に立つことになります。生活環境生活スタイルの改善（第一次予防）から成人病の発病を防ぐ（第二次予防）さらに健診事業として疾病の重症化を防ぐ(第三次予防)が検診サービスの常道ですが、この第三次予防の重症化を防ぐことを早期発見・早期治療という表現で使っていますが、実を申せばこの種のものは予防活動とは申せ治療→医療へと一歩踏みこんでいるということです。

勿論ガンのように発病原因・発病条件のわからない、また偶発する疾病では、疾病発見から始まる対策なので論外です。高令者社会・長寿の時代といわれながら、保健に不安をもち、また病人の多い時代というのは感心できませんし、医療が延命効果だけをもつというのもナンセンスのことと思われます。老人保健法の施行により、疾病の早期発見・早期治療という消極的な疾病把握でなく、健やかに老いるなど健康増進という積極的な姿勢の育つことが期待されます。1980年代は公衆衛生のシステム化の時代といわれますが、保健事業のシステム化の可能性をよりどころにして、保健所も保健事業を展開する出発点にやっと立つことが出来ると思います。